

にかほ市スポーツ少年団の活動基準

にかほ市スポーツ少年団の活動について、団員、指導者、母集団が健全でゆとりある活動を促進するため、次の基準を設定する。この基準は本部委員総会によって設定されたものであり、変更する場合は十分な協議の上で慎重に進めるべき内容である。

募集 ・小学生以上の募集とする。ただし、低学年の活動については専属の指導者・練習メニュー（注1）のもと週1～2回程度の活動が望ましい。加入するときは本人・指導者・保護者が十分に話し合うこと。

- 注1：① 中・高学年とは放課時刻が大きく異なるので、練習開始までの間、大人がいること。
② ①の対応ができない場合は、一旦帰宅させること。
③ 発達段階を考慮して低学年専属の指導者をつけること。3～6年生の練習メニューとは別ものを準備し、一緒に練習を行わないものとする。

・各団の募集できる範囲は現行を維持する。これを変更する場合は、本部委員総会に諮り承認を得るものとする。

応募 ・応募できる範囲に入団を希望する種目がなく、募集範囲を超えて入団を希望する場合は、希望する種目団体の指導者と入団希望者保護者との協議により決定する。
※原則として、応募できる範囲内に希望する種目がある場合は、募集範囲外の希望する種目団体には入れません。

活動日数・休止日

- (1) 団員の健康保持や障害防止の観点から、1週間の活動日は、大会や招待試合、練習試合への参加を含め4日以内とし、週3日の休止日を確保する。
- (2) 第3日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とする。
ただし、大会等が第3日曜日開催される場合、参加・不参加は、団員の体調や健康面を考慮した上で、各団において慎重に判断して決定する。やむを得ず大会等に参加した場合には、第4日曜日を活動休止日として確保する。
- (3) 大会や招待試合、練習試合への参加で土曜日、日曜日に活動した場合には、月曜日を休止日として団員の体力回復に努める。

活動時間

- (1) 団員の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、1日の活動時間を2時間以内とする。 *準備・片付けは含まない。
- (2) 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、原則午後7時までとする。

配慮事項

- (1) 団活動は、20歳以上の登録指導者のもとで行う。(ただし、特別な事情がある場合には、役員またはスタッフが管理することも可とする。)
- (2) 活動は、単一種目に偏ることなく、他の種目や奉仕活動等も取り入れ、多様な体験をさせるようにする。
- (3) 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるような活動内容を工夫する。
- (4) 団員に過度な負担がかからないよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を精選するように努める。
- (5) 殴る、蹴る、道具でたたく、物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する、無視する、脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、セクシャルハラスメント等の反社会的行為を根絶する。
- (6) 施設設備・用具等の安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に万全を期する。
- (7) 定期的に指導者と育成母集団（保護者等）との話し合いの場を設け、活動方針を確認し、相互の共通理解のもとで団活動を進めるように努める。

《付帯事項》 ○「活動基準」に著しく反して活動した「団」「指導者・役員・スタッフ」には、その活動内容及び状況を精査し、「スポーツ少年団登録者処分基準」により、然るべき処分・罰則を適用するものとする。

附則 平成18年 4月 1日から実施
平成28年 5月11日一部改定
平成30年 4月16日改定
令和 2年 6月23日改定